

# 戸籍謄本等交付請求書

# B

総窓B040111

No. 窓口に  
(請求日)**来た日**

令和

年月日

府中市長

裏面の注意事項を確認の上、次のとおり請求します。

窓口に  
(請求者)**来た方**

住所

マンション名・部屋番号

フリガナ

氏名

電話番号  
(携帯電話)

生年月日

大・昭・平  
令・西暦

年

月

日

**証明書が  
必要な方** 同上

窓口に来た方との関係

 配偶者・直系親族 (両親、祖父母、子、孫等)  
※兄弟、伯父、叔母、従兄弟等は【その他】 その他

窓口に来た方との関係

フリガナ

氏名

フリガナ

氏名

**使用目的** 公的年金の手続 戸籍の手続 記載事項の確認 その他 ( ) 相続人の確認 児童扶養手当の手続 旅券の申請

のため

 年金事務所 市役所 その他の公的機関 銀行 その他 ( )

に提出

 ( ) と ( ) の続柄 出生から死亡まで 旧姓 住所 ( ) その他 ( )が記載されている  
証明が必要**必要な証明書の種類及び通数****戸籍謄本等 ①**

本籍

府中市

町

丁目

番地の

戸籍謄本(抄本) 450円  通(全部(個人)事項証明)

筆頭者

その他の戸籍 750円  通(除籍謄本(抄本)  
改製原戸籍謄本(抄本)) 全員分(謄本)  (必要な方)のみ(抄本)附票(現在・除籍・改製原) 250円  通本籍/筆頭者  記載する身分証明書 250円  通証明 円  通筆頭者：戸籍のはじめに書かれている方(亡くなっている方の場合もあります。)  
全部事項証明(戸籍謄本)：戸籍に記載されている方全員が記載された証明  
個人事項証明(戸籍抄本)：戸籍に記載されている方のうち、一部の方(必要な方)が記載された証明  
除籍：死亡や転籍等により全員が除籍になった戸籍  
改製原戸籍：法律改正前の戸籍(平成12年7月1日以前)  
戸籍の附票：住所の履歴が記載されているもの**戸籍謄本等 ②**

本籍

府中市

町

丁目

番地の

戸籍謄本(抄本) 450円  通(全部(個人)事項証明)

筆頭者

その他の戸籍 750円  通(除籍謄本(抄本)  
改製原戸籍謄本(抄本)) 全員分(謄本)  (必要な方)のみ(抄本)附票(現在・除籍・改製原) 250円  通本籍/筆頭者  記載する**戸籍謄本等 ③**

本籍

府中市

町

丁目

番地の

戸籍謄本(抄本) 450円  通(全部(個人)事項証明)

筆頭者

その他の戸籍 750円  通(除籍謄本(抄本)  
改製原戸籍謄本(抄本)) 全員分(謄本)  (必要な方)のみ(抄本)附票(現在・除籍・改製原) 250円  通本籍/筆頭者  記載する**その他**

届出日

大・昭・平  
令・西暦

年

月日受理証明書 350円  通

届出人

受理証明書 1400円  通(上質紙)

届出の種類

 婚姻届 出生届 離婚届 死亡届 その他

届

届書の写し 350円  通

職員使用欄

本免バ住個在保キャ診  
確他( ) 権限 本人直系・配偶者  
委任状 保留

受付 作成 確認 円

職員使用欄  
有料 無料  
MSK

## ◆ 注 意 事 項 ◆

- 証明書の請求には窓口に来た方の本人確認ができる書類の提示が必要です。
- 記入する際は、鉛筆、消せるボールペン等の文字が消えやすい筆記具は使用しないでください。
- プライバシーの侵害につながる不当な請求には応じられません。
- 偽りその他不正な手段により交付を受けたときは、法律により罰せられます（戸籍法第135条）。
- 本籍地番及び筆頭者が一致しない場合、証明書の発行はできません。
- 原則として、本人、配偶者及び直系親族（祖父母から子孫へ直通する関係にある親族。両親、祖父母、子、孫等）以外の方が請求する場合は、委任状が必要です。ただし、相続人の確認等、使用目的によっては委任状が無くても請求できる場合がありますので、使用目的欄に詳細を記入してください。なお、内容によっては疎明資料（その方の証明書を必要とする発生原因、理由等が客観的に分かる資料）の提出を求めています。
- 身分証明書及び独身証明書を本人以外の方が請求する場合は、直系親族であっても委任状が必要です。
- 受理証明書は届出人のみ、届書の写しは届出人と利害関係人のみ請求可能です。それ以外の方が請求する場合は委任状が必要です。
- 戸籍の附票に在外選挙人名簿登録情報の記載が必要な方は、請求時にお申し出ください。